



## 新年度を迎えて



このたび、八幡平農業改良普及センター所長に着任しました渡辺芳幸と申します。どうぞよろしくお願いたします。

前任地は、農業研究センターで、耕種部門の栽培技術や品種開発に携わって参りました。水稲ではオリジナル品種開発、果樹ではリンゴや醸造用ブドウの早期成園化、野菜では情報通信（ICT）を活用した環境制御技術、花きではリンドウの品種開発などです。ちょうど「農業普及」4月号に震災復興支援研究の特集記事が掲載されていますので、そちらもご覧いただければ幸いです。

さて、先ごろ発表された平成28年市町村別農業産出額（推計）を見ますと、管内3市町の合計額は約330億円で、本県の13%を占めています。特筆すべきは、鶏卵は全県の1/2以上、乳用牛は約1/3、野菜、花き、その他畜産物の3部門で約1/4のシェアを持つトップ産地であることです。肉用牛と工芸農作物でも約1/5を占めており、占有率が高いだけでなく統計15品目のうち過半の7品目で満遍なく上位を占めていることは、管内がいかに豊かな大地に恵まれ、それ以上に地域の皆様が産地化に向けた御努力を積み重ねてきた結果であると、心より敬意を表するものであります。

そのうえで、今後10年を見通した一番のキーワードは「生産性向上」に向けた取り組みと確信しております。これを実現するためには、革新技術の導入、実用化が不可欠です。農業者の減少と高齢化が進む中での労働力不足対策としては大きく2つが考えられます。①外国人技能実習生の受入れ、②省力的な施設・設備・機械の増強です。実際に、平成27年には岩手町で約80人もの外国人実習生を野菜部門などで受け入れていますし、畜産部門では設備投資と最新技術の導入で、生産性向上の努力をたゆまず継続して来しました。

この2つに加えて今後は、生産性の向上や経営の効率化にITサービス利用など、いわゆるスマート農業の取り組みが進むものと想定されます。耕種部門においても改善効果が高い環境制御など栽培管理面と経営や働き方の「見える化」の両面で進み、これらに積極的に対応する産地が拡大していくものと考えます。生産者の皆様が新しいことにチャレンジする際のお役に立てるよう、普及センターとしても職員の能力向上に努めて参ります。

今回の人事異動により、私のほか新採用職員を含む6名が転入いたしました。皆、目前にそびえる岩手山から大地のエネルギーと生産者の皆様から熱意を感じつつ、当地の農業発展に少しでも役立ちたいと意欲を燃やしておりますので、重ねてよろしくお願いたします。

所長 渡辺芳幸



### 「農作業 こころのゆといで 事故防止」

4月15日～6月15日は「春の農作業安全月間」です。

昨年は県内で**8件の農作業死亡事故**が発生しており、乗用トラクタでの転落・横転で、**安全フレーム**や**シートベルト**が装着されていなかったり、装備はあるのに**着用していなかった**ために死亡事故につながった例がみられます。また、圃場の内外を問わず事故が発生していることから、夜光反射材等の**道路上での事故防止**に取り組みましょう。

**野焼きによる事故や山火事にも十分注意しましょう。**

# 八幡平農業改良普及センター 平成30年度 組織体制図

所長 渡辺芳幸

技術主幹兼普及課長（農産環境） 住川隆行

普及課長（担い手経営） 伊藤一成

普及課長（園芸振興） 桑原政之

普及課長（岩手町駐在） 岩淵道洋

本年度の職員と担当一覧

よろしくお願ひします！！

◎：チーム長

【農産環境チーム】

◎住川隆行 岩脇湯芽美(庶務) 塚澤龍太郎

【担い手経営チーム】

◎長崎優子 門間剛 藤澤真澄

【園芸振興チーム】

◎千葉賢一 深澤明子 菊地雄大 太田美晴

【高原野菜振興チーム】(岩手町駐在)

◎小原善一 千田裕

【畜産振興チーム】(岩手町駐在)

◎茂呂勇悦 小岩茜 細野ちはる

## 定期人事異動 転入者紹介



- ① 渡辺 芳幸
- ② 所長
- ③ 岩手県農業研究センター



- ① 伊藤 一成
- ② 普及課長
- ③ 農林水産企画室



- ① 岩脇 湯芽美
- ② 主査
- ③ 農産園芸課



- ① 細野 ちはる
- ② 技師
- ③ 新採用



- ① 住川 隆行
- ② 技術主幹兼普及課長
- ③ 中央農業改良普及センター



- ① 茂呂 勇悦
- ② 上席農業普及員
- ③ 奥州農業改良普及センター



- ① 門間 剛
- ② 主査農業普及員
- ③ 農業普及技術課

- ① 氏名
- ② 職名
- ③ 前任地



### 自然災害等に備えて、農業共済に加入しましょう！！

近年多発する自然災害に対して、農業者自らが備えをしておくことが重要になっています。こうした中、農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

農業共済では、加入者の負担を軽減するため、掛金の原則 50%を国が負担します。